

国際家族法研究会シリーズ 再開にあたって

日本学術振興会による「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学的研究推進事業」の公募型研究領域として採択された「現代型家族問題に対する法と臨床心理学の融合的視点からの解決モデルの提案」(研究代表・二宮周平)という研究プロジェクトの一環として国際家族法研究会シリーズを再開することとなった。

本研究プロジェクトは、DV、児童虐待、高齢者虐待、離婚に伴う子の奪い合い、離婚後の親子の交流、離婚母子家庭の貧困化、移住外国人や国際化した家族問題などについて、法の適用判断を中心とした従来型の紛争解決システムではなく、当事者が困難を乗り越え再生を図ることを支援する視点から、臨床心理的手法の活用、福祉機関や民間の支援機関・当事者団体などとの連携を含めた、柔軟で総合的な対応システムの開発と構築を追求するものである。

こうした方向で改革をしたり、上記のようなスタンスで対応システムを構築しつつある国々の比較法的研究も研究の重要な柱である。2010年は、オーストラリア、ドイツ、韓国について比較研究を行う計画である。

オーストラリアでは、2006年の家族法改正により、別居・離婚後の親子関係について、父母双方に子を監護養育する同等の責任があることを前提に、別居親と子の交流をいかに調整するか、「ペアレンティング (parenting)」が中心に据えられている。家事事件手続は、おおまかに言えば、対審構造から、調停前置による調整にウェイトを移している。そしてこうした構造を支える組織として、「家族関係センター (Family Relationship

Centre)」が全国65カ所に設置され、別居直後の段階で、ペアレンティングの取り決めができるように親を援助している。例えば、親や子どものニーズの把握、それに対応した情報の提供、親に対する教育的なカウンセリング、法律相談、調停の実施などである。

2010年1月17日、立命館大学で行われた研究会で、シドニー大学のパトリック・パーキンソン教授に、こうしたオーストラリアの家族法改正の意義と内容、家族関係センターの取り組みについて報告していただいた。プロジェクト・メンバーは、パーキンソン教授のアドバイスとアレンジにより、2010年3月23日から26日にかけて、シドニー郊外のフェアフィールド、シドニーシティ、メルボルンの3つの家族関係センターを訪問し、ヒアリングをした。また2006年家族法改正の評価報告書を作成した研究グループの代表者にもヒアリングをした。

2010年4月29日、ゲッティンゲン大学のダグマー・ケスター・バルチン教授には、ドイツの新家事非訟手続法における家事事件手続の非訟化と手続保障について、ご報告いただいた。ここでも当事者の合意形成へ向けた手法の開発があるように思われる。2010年9月には、ケスター・バルチン教授、ケスター教授のアレンジによりいくつかの代表的な解決モデルを構築している家庭裁判所を訪問する予定である。

これらの成果を踏まえて、本研究プロジェクトを深めていきたいと考えている。

（二宮 周平）